

別記様式

会議結果報告書

令和5年10月6日

会議の名称	志木第二中学校区義務教育学校開校準備委員会（第5回）
開催日時	令和5年8月24日（木）午後3時～午後5時
開催場所	志木市役所2階 中会議室2-1、2-2
出席委員	柚木委員長、船平副委員長、松本委員、青木委員、磯委員、 小暮委員、富増委員、工藤委員、三杉委員、臼田委員 (計10人)
欠席委員	(計0人)
説明員職氏名	島村教育政策部次長兼学校教育課長 川瀬学校教育課指導主事 (計2人)
議題	●志木第二中学校区における義務教育学校について ●志木第二中学校区義務教育学校校名案の選定について
結果	別紙、審議内容の記録のとおり
事務局職員	今野教育政策部長、島村教育政策部次長兼学校教育課長、 安原小中一貫教育学びプロジェクトコーディネーター、 川瀬学校教育課指導主事、三好学校教育課指導主事、 亀和田学校教育課主査

審議内容の記録（審議経過、結論等）

会議の開始前に会議の公開及び傍聴者の有無について確認を行った。

→傍聴希望者あり 8名

1 開会

2 議題

● 志木第二中学校区における義務教育学校について

事務局から説明

志木第二中学校区における義務教育学校の開校時期が、8月21日開催した定例教育委員会での審議を経て、令和9年度になった。

令和9年度となった経緯としては、義務教育学校として1年生から9年生までの児童生徒、教職員が一体的な校舎において教育活動を行うとともに、日常的な交流を通して質の高い教育を実現していくことを目指していくためである。

校舎の活用方針として、志木第二小学校及び志木第二中学校の普通教室、特別教室、特別支援学級、運動場、体育館を活用することとし、安全で効率的な動線確保のための渡り廊下を設置する。志木第四小学校については、児童生徒のために、教育的な活用を図る。

なお、令和7年度から義務教育学校を開校するまでの間は、小中一貫型小学校・中学校として小中一貫教育を推進する。

【質疑なし】

● 志木第二中学校区義務教育学校校名案の選定について

・開校準備委員会の継続と小中一貫型小・中学校としての通称名の使用について

志木第二中学校区における義務教育学校の開校時期を令和9年度とさせていただいたところであるが、義務教育学校の開校に向けた準備は今後も必要であることから、引き続き、開校準備委員会を実施したい。

また、前回の開校準備委員会で11件の校名案まで選考いただいたところであり、この校名案の選定を進めるとともに、令和7年度から義務教育学校開校までの間の小中一貫型小学校・中学校の通称名としても使用したい。

以上、2点について御協議願いたい。

【以下質疑】

(委員)

令和7年度から小中一貫型小・中学校として、市内全中学校区で小中一貫教育を導入するという事、義務教育学校の開校は、校舎の施設設備の整備を勘案し、令和9年度とすることについて理解できた。

確認になるが、この開校準備委員会は、義務教育学校を開校する上で必要な校名、校章、校歌及びその他の件について話し合う委員会だと認識している。現在、他の3中学校区ではどのような話し合いがされているのか、また、この開校準備委員会で令和7年度までに決める必要があるもの、令和9年度までに決める必要があるものの整理はどうなっているのか。

(事務局)

義務教育学校の開校時期を令和9年度としたところではあるが、校名、校章、校歌の検討をしていくことは変わらない。このほか、制服・体操服についても見直すか否かを含めて検討していきたいと考えている。

現在、スケジュールは再度作成しているところである。

(委員長)

開校準備委員会の設置要綱で説明のあったように、校名、校章、校歌及びその他となっており、様々な手続きはあるが校名、校章、校歌を令和9年度までに決定する必要がある。

なお、他の中学校区では、各中学校区ごとに実際にどういった教育活動を展開していくか、小中一貫型小・中学校としての通称名を盛り込んだ推進計画を作成中であり、令和7年度の開始に向けて進めている。

志木第二中学校区においても令和7年度から小中一貫型小・中学校を実施するため、通称名も他の中学校区と同様に決めていく必要がある。

また、既存の制服・体操服を変更するとした場合、導入までに時間も要するため、その点も含めてスケジュールを作成していかなければならない。

(委員)

義務教育学校の校名として決定した名称を小中一貫型小・中学校の通称名として使用することもこの開校準備委員会で検討していくということか。

(委員長)

小中一貫型小・中学校の通称名も教育委員会の規則を改正する必要があるため、教育委員会に諮り決定していく。

令和7年度の開校ということを前提として開校準備委員会で検討を行ってきたが、義務教育学校の令和9年度の開校に向けて、引き続き開校準備委員会を継続していくか、一時休止後に再開するかなど、委員の方の意見をお聞きしたい。

(委員)

校名、校章、校歌は、明確に決める必要があるとわかったが、その他について現時点で想定している事項があったら教えてほしい。

(事務局)

現時点では、明確に想定している事項はないが、今後、学校長とも協議のうえ、開校準備委員会で検討が必要な事項があればスケジュールを含めて示していきたい。

(委員長)

以前、制服・体操服については、開校準備委員会の議題として話し合っていただいており、検討が必要なものであると認識している。

その他として必要な事項も含めて、スケジュールを検討していく。

(委員)

開校準備委員会で検討が必要な事項、または別の組織で検討していく可能性がある事項などの区分の整理状況はどうなっているのか。

(委員長)

どの組織で何を決める必要があるかの整理は必要である。

例えば、制服についてであるが、通常の制服の見直しであれば各々の中学校で決めているところであり、教育委員会は特に関与していない。しかし、義務教育学校という新たに1つの学校を設置するということで、この開校準備委員会で制服・体操服について以前に議題として挙げさせていただいたところである。

教育活動に関する具体的な内容は、これまでも各中学校区において検討を進めているところでもあるので、開校準備委員会で決めること、中学校区で決めるこ

とについては整理していく。

(委員)

義務教育学校の設置に向けて必要な事項は、スケジュール化してもらいたい。

(委員長)

本日は、施設設備の整備と学校運営に関わる週時制についてのスケジュールについては示させていただいたところである。このほかにも、決めていかななくてはならない事項についてのスケジュールを整理してほしい。

(委員)

義務教育学校の開校時期が令和9年度として明確になったことは良いと思う。ただし、令和9年度でも時間に余裕があるということではないので、決めていかななくてはならないことは、計画的に進め、開校に向けた準備をしてほしい。

(委員長)

開校準備委員会は、義務教育学校の開校に向けて継続して開催していく。

また、校名、校章、校歌以外のその他についても整理し、スケジュールを示していく。

【委員承認】

(委員長)

次に、事務局から説明のあった2点目であるが、令和7年度の開校を前提とした義務教育学校の校名として選定を進めていた。

今回、開校時期を令和9年度とし、令和7・8年度は義務教育学校ではなく、小中一貫型小学校・中学校になり、他の中学校区と同様、小中一貫型小・中学校として通称名を決めていく必要がある。

義務教育学校の校名を令和7・8年度に小中一貫型小学校・中学校の通称名として使用することについて、委員の皆様の御意見をお聞きしたい。

(委員)

確認であるが、義務教育学校の校名と小中一貫型小学校・中学校の通称名は同様にした方が良いということか。

(事務局)

現在、義務教育学校の校名案として11件の校名案まで選定を進めていただいているところである。

児童生徒、教職員についても2年間という短期間で名称が変更となるよりも、同様の名称を使用した方が、小中一貫教育を行ううえで、より効果的に進めることができると考えている。

(委員長)

3校の学校長とは義務教育学校の校名と小中一貫型小・中学校の通称名についての協議はしたのか。

(事務局)

義務教育学校の校名案を今まで検討していただいている中で、開校時期が令和9年度となった場合、他中学校区と同様に、令和7・8年度の小中一貫型小・中学校の通称名を改めて検討するかという相談をさせていただいた際には、2年間でまた異なる名称となることは混乱を生じることが予想されるため、同様の名称を使用した方が良いのとの御意見をいただいたところであります。

(委員)

確かに、短期間で名称が変更となることで混乱が生じると話したが、同様の名称が良いとしたわけではない。

(委員)

小中一貫型小学校・中学校の通称名が必要となる理由がわからないが、実際にどういった活用が想定されるのか。

(事務局)

小中一貫型小学校・中学校を実施するためには教育委員会規則に定める必要があり、その際に通称名を設定することで、1つの学園の児童生徒、教職員となる。

今までは、小・中学校間における出張の手続きが必要であったが、小中一貫型・小学校・中学校になると、併任が可能となり中学校区間の行き来が容易になる。こういった事務的なことに加えて、児童生徒、教職員が小中一貫型小学校・中学校として1つの学園となることで、義務教育9年間を継続して学園の児童生徒と

して育てる意識を醸成していくことができる。

また、地域の方々が中学校区という今までよりも大きな範囲の中で、地域の中にある学校（学園）として意識を持ってもらえる。

（委員）

現在、選定している11件の校名案は、義務教育学校や教育学校が末尾についている校名案があるが、そういった校名が自動的に選考から外れてしまうのではないか。小中一貫型小・中学校の2年間のためにこの先ずっと使用する義務教育学校の校名を決めてしまってもよいのかと思ったところである。

（事務局）

これは例の1つとしてだが、令和9年度からの校名を〇〇義務教育学校となった場合、小中一貫型小学校・中学校の通称名には教育委員会規則上、義務教育学校という末尾は使えないため、小中一貫型小学校・中学校の通称名は〇〇学園とする対応は考えられる。

これは例であるので異なる名称としても問題はない。

（委員）

義務教育学校の校名案の募集要項では、応募された校名案の中から校名を決定するということであったと思う。かつ、令和7年度に開校する義務教育学校の校名案ということであったことから、小中一貫型小学校・中学校の通称名として選定を進めていいものなのか。

また、通称名は正式な名称となるのか。例えば、正式名称が〇〇学園志木市立●●小学校となるのか。義務教育学校の校名はどうなるのか。

（事務局）

募集要項では、応募された校名案の中から校名案を決定するとなっている。しかし、開校時期の延伸もあり、まずは応募者の了承があること、委員の皆さんからも小中一貫型小・中学校の通称名としても使用していくことを了承いただければと事務局としては考えている。

小中一貫型小・中学校の通称名は、小中一貫型小・中学校のまとまりを表す名称となるため、正式な名称としては志木市立●●小学校となる。

教育的な観点では、〇〇学園7年生と呼んでいくことが望ましいと考えるが、

公的な手続きでは、正式名称である志木市立●●中学校を使用することとなる。

(委員)

小中一貫型小学校・中学校として一体感を出すため、通称名を設定することは良いと思う。確認であるが、公文書上では、正式名称である志木市立●●小学校、学校や地域で一体感を出すときは○○学園を使用するという認識で良いか。

また、令和9年度からは、義務教育学校の校名が正式な名称になるということによいか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

令和7年度からの小中一貫型小学校・中学校の通称名、令和9年度からの義務教育学校の校名を検討することになるが、まずは、決め方の段取りや今後の全体の流れを決める必要があるのではないか。

校名案の公募内容は、令和7年度に開校する義務教育学校の校名案であるため、令和9年度の校名案とすることについて、応募者から承諾を取る必要があるのではないか。事務局において決め方の段取りを提示してほしい。

(委員長)

開校時期の延伸に伴う全応募者への承諾は、事務局において考えているのか。

(事務局)

現時点では、全応募者に承諾をもらうことは想定していない。校名案をある程度選定後、対象の応募者に承諾を取る予定である。

(委員)

応募者への承諾対応も含め、例えば、応募者への承諾後に校名案を選定するのか、選定を進めて最終的に承諾を得るのかなど、校名案選定の全体的な流れについて決めるべきではないか。

(委員長)

本日は、最終校名案1つに選考するのではなく、3～4件の校名案候補まで選考することを考えており、その段階で、該当となる応募者へ承諾を取る予定であった。

(委員)

100件以上の応募があった中で、令和9年度開校の義務教育学校の校名として使用すること、小中一貫型小学校・中学校の通称名として使用する可能性があることを応募者には知らせる必要があると思う。

(委員)

開校時期が9年度になること、小中一貫型小学校・中学校の通称名として使用する可能性があることについて周知する段取りをまずは組む必要がある。

(委員)

広報、市ホームページなどにおいて、広く市民に知らせる方法でよいのではないか。応募された方だけでなく、公募時と同様に周知するかたちでよいと思う。

(委員)

当初の予定では、令和7年度の義務教育学校の開校に向けて校名、校章、校歌の順に決定していく予定であったと思う。例えば、校章は体育館の舞台幕などに刺繍されると思うが、開校時期が令和9年度にとなったことに伴い、応募者の方にその旨を周知したうえで、改めて開校準備委員会で決定していく事項について、スケジュールを整理し、進めていく必要があるのではないか。

(事務局)

小中一貫型小学校・中学校の通称名の決定については、現在、志木第二中学校区で小中一貫教育推進計画を作成していただいております、その推進計画に通称名も記載する必要があります。なお、推進計画は、11月には案として作成することとしている。

(委員)

他の中学校区の通称名については、こういった日程で小中一貫型小学校・中学

校の通称名を決定していくのか。

(事務局)

他の中学校区は、令和5年7月に小中一貫教育推進計画（案）として作成いただいたところであり、先日、推進委員会で中学校区から報告をいただいたところである。

(委員長)

最終的には通称名は、教育委員会規則に明記する必要がある。

小中一貫教育推進計画としては、4つの中学校区の推進計画（案）をまとめて、市として1つの推進計画とし、今後パブリックコメントを実施する。

(委員)

参考として、他の中学校区の通称名の最終候補案を教えてください。

(事務局)

通称名の最終候補案であるが、志木中学校区は「いろはさくら学園」、宗岡中学校区は「宗岡みらい学園」、宗岡第二中学校区は「宗岡せせらぎ学園」となっている。

(委員)

3中学校区では、小中一貫型小学校・中学校の通称名として検討してきたと思うが、義務教育学校の校名と小中一貫型小学校・中学校の通称名では意味合いが違ってくるのではないかと。小中一貫型小学校・中学校は通称名であり、学校名が残るが、志木第二中学校区は現在のそれぞれの学校名から義務教育学校は新しい1つの名称となるので、校名の決め方という考え方も変わってくると思う。

(委員)

少し話が戻ることになるが、例えば、制服は令和9年度に一斉に新しいものを購入するのか、または、令和7年度から新一年生から順に新しいものを購入していき、令和9年度に7～9年生が新しい制服を着用している状況にするのかなどが考えられる。また、それを検討していくのは教育委員会なのか、この開校準備委員会であるのか、別の組織で考えていくのか、そのうえでスケジュールをどこ

で構築していくのか。制服・体操服は、保護者の負担が必ず生じるものである。

(委員長)

制服そのもののデザインをどうするかは、この開校準備委員会で決めるものではないと考えている。以前に制服の議論があったのは、既存の制服を使用するのか、新たな制服にするのかという点を議論して、あとは学校と協議していくものであると考えている。

また、保護者の負担というところであるが、教育委員会としては使用できる既存の制服は引き続き着用できるようにするなど、可能な限り負担が生じないような運用を考えている。体操服についても、ある一時期を境に一斉に変更する必要はないと考えている。

(委員)

学校でとのことだが、学校とはどこのことか。

学校で考えることになると、開校準備委員会では決定する必要はないのか。

(委員長)

志木第二中学校区の3つの学校のことである。

開校準備委員会では、制服・体操服について新しくするのか、既存の制服を使用するのかについて検討し、新しくする場合のデザインなどについては、学校で決めてもらうことになる。

(事務局)

制服に関しては、制服を新しくするとなった場合にどう変えていくかの検討が必要であり、既存の制服を使用するとなった場合は、デザインなどの検討はなくなってくる。

以前、この開校準備委員会では制服について、制服を新しくする、既存の制服を使用する、制服を廃止するの3つのパターンがあったと思う。

なお、制服を新しくする場合は、2年程度の期間が必要になる、また、PTAにも関わっていただくこともあるが、多い例としては生徒会が主となってデザインなどを検討していく事例が多い。

(委員)

制服については、令和7年度までに新調、既存、廃止を決めなくてはならないということになると思うので、やはりスケジュールが必要となってくる。

(委員長)

全体的なスケジュールについては、早期に作成する。

校名に戻るが、選定を進めるにあたり、応募者に「令和9年度に開校する義務教育学校の校名案」とすることの周知方法はどうか。

(事務局)

先ほど委員よりお話しいただいた、市ホームページを活用して広く市民に周知ことは可能である。

(委員長)

令和7・8年度における小中一貫型小学校・中学校の通称名については、何か意見はあるか。

基本的には、義務教育学校の校名と小中一貫型小学校・中学校の通称名を同様にしなければならない決まりはないが、短期間で名称の変更は混乱が生じることも考える。一方で、校名と通称名を同様にするという意見もあった。

(委員)

小中一貫型小学校・中学校の通称名をこれから検討するのは難しいので、通称名を設定するのであれば、義務教育学校の校名を通称名で使用する方が良い。

(委員)

義務教育学校の校名を小中一貫型小学校・中学校の通称名と使用する場合、〇〇学園に限定されてしまうのではないかと懸念があった。

ただし、決定した義務教育学校の校名の末尾を一時的に変更して通称名として使用するということが良いことなのかもわからない状況である。

(委員)

応募者への対応は、小中一貫教育の広報や市ホームページで周知し、理解をお願いするというかたちで良いのではないかと。

個人的には、「学園」が良いと思っているので小中一貫型小学校・中学校の通称名も兼ねることで良いのではないかと思います。

いずれにしても、早期に決めていかなければいけない事項を整理し、スケジュール化してほしい。

(委員)

義務教育学校の開校時期を令和9年度としたということで、一旦すべてをリセットすることはできないか。義務教育学校の校名として応募いただいた校名もすべてなしとする。

新たに、令和9年度の義務教育学校の校名の公募が必要であれば再度行う。令和7年度からの小中一貫型小学校・中学校の通称名をそのまま義務教育学校の校名に使うことになれば、そこまで大変な作業ではないと思う。

また、この開校準備委員会もリセットしてすべてを仕切り直し、整理することで新たな組織として進めていくことができるのではないか。

(委員長)

この開校準備委員会は最初に話したように、引き続き必要な事項についての議論を継続していく。義務教育学校の開校時期については令和9年度だったが、志木第二中学校区で義務教育学校を開校するというに変更はない。

開校時期が9年度になったことによって、全く別に校名案を募集した方がいいかというそういったものでもなく、義務教育学校の校名案として志木第二中学校区の児童生徒や地域の方などから応募いただいております、尊重しなければならないと思う。

この開校準備委員会や応募いただいた校名案の選定をなしにする考えはないが、委員の皆様から御意見いただいたように、具体的なタイムスケジュールは作成していく。

(委員長)

校名案の選定については、前回の開校準備委員会で柳瀬川（柳瀬）、志木の森（杜）、わかこま（若駒）という3つのキーワードで選定したところである。選定を進める前に応募者への承諾を得る必要があるのではないかと御意見をいただいたので、本日は選考を行わないこととするが、応募者からの承諾いただいた後の校名案の最終候補の選定方法について、御意見をいただきたい。

以前の開校準備委員会のときに子供の意見を参考にするという話もあったと思うが、なにか考えはないか。

(委員)

以前の開校準備委員会で、4～5件の校名案に選定後、児童生徒や地域の方に選んでもらう方法はあるのかという提案をしたが、応募要項に開校準備委員会で校名案を選定するため、再応募の考えはないという話であった。

開校準備委員会以外の場で、選定を行えるのか、意見を聞くことは可能なのかという点ははっきりしておきたい。

(事務局)

子供たちに関わる事項に関しては、子供たちの意見を聞くことが必要となっている。子供たちの意見を聞いたうえで、開校準備委員会で決定すれば問題ないと解釈している。

(委員)

子供たちの意見を聞くということになったのはどういった経緯であるのか。他の中学校区では意見を聞いて決定していく方法をとったからであるのか、どこから上がってきた御意見なのか。

(事務局)

他の中学校区では児童生徒の意見を尊重して決めてきた部分もあるが、今年4月に子ども基本法が施行され、子供に関わる事項には子供の意見を聞くという方針が出たため、事務局の中ではそういった意見を聞く機会が必要なのではないかという話が上がったところである。

ただし、募集要項では、開校準備委員会で校名案を選定することになるので、選定するうえでの参考意見として委員の皆さんに提示するかたちになる。

(委員)

子供たちの意見を聞くという意味はわかった。

しかし、開校準備委員会では再度、公募や意見を聞くといったことはしないという方向になったと思う。仮に、子供たちの意見を聞くという具体的な方法としては、例えば、児童生徒にアンケート用紙を配布し、意見を出してもらったもの

を開校準備委員会で意見を精査して、その意見を参考に委員で校名案を選定していくということになるのか。

小中一貫型小学校・中学校の通称名も11月には決めていくことになると具体的に可能であるのか、委員の皆さんにお聞きしたい。

(委員)

他の校長のスケジュール感とは違うかもしれないが、9月末には意見を取りまとめることは可能である。

(委員)

子供たちの意見を聞くことは大切であると思う。

しかし、既に志木第二中学校区の児童生徒からも校名案を募集しており、意見を聞いている状況であるのではないかと。今回決定すべきものは義務教育学校の校名であるわけなので、学校運営協議会の方との協議は良いと思うが、今後、何十年を見据えた校名案を選定・決定していく必要がある。

(委員)

子供たちからは意見を聞いていると思うのでこれ以上、意見を聞くということはないと思う。

自分は前回の開校準備委員会を欠席しており、出席者の中で11件の校名案まで選考されたと思うが、本日の校名案の選定でさまざまな意見が出ている状況を鑑みると、第1次選考時に残っていた校名案を再度選定の対象としてもらいたいものがあり、個人的には志木が入っているものを希望したい。

例えば、現在の志木市立志木第二中学校を呼ぶときは、「志木市立志木第二中学校」とは言わずに「志木二中」と呼ぶことがほとんどである。これが例えば、「柳瀬川」のキーワードになると、柳瀬川の源流は狭山湖で清瀬市、新座市を流れ、最後は志木市で新河岸川と合流する。また、新座市には柳瀬川という単語を使った高校もある。

志木の森(杜)というキーワードもあるが、シンプルに「志木学園」という校名案をもう一度、選定の候補に戻してもらいたいというのが個人的な意見である。

(委員)

該当の校名案に対して強い思いがあるのであれば、選定候補に戻してもよいの

ではないか。

(委員長)

前回の開校準備委員会は欠席された委員も多かったことから、今一度、第1次選考時の24件の校名案の中で、選定候補に戻したいものはあるか。

(委員)

その校名案を最終校名案にするかしないかは別として、選定候補に戻すことは構わないのではないか。

(委員長)

前回の開校準備委員会は、志木の森（杜）というキーワードで選定をしたが、今回要望のあった志木というキーワードが入った志木学園を選定候補として戻すことにする。

では改めて、今後選定を進めていくあたり、子供たちの意見を聞く機会を設けるかということについて御意見いただきたい。

他の中学校区では、様々な方法で小中一貫型小学校・中学校の通称名の最終候補を決定しており、中には生徒会を中心にプレゼンのうえ決定した事例もある。

(委員)

いつの間に議論が違う方向に行っているのではないか。決め方をどうするかという話をしたが、子供へ意見を聞く機会をどうするかに変わってきている。

また、他の中学校区の通称名の選定方法の話となっているが、他の中学校区は小中一貫型小学校・中学校の通称名であり、正式な校名ではないため、比較の対象にならないのではないか。

ただ、筋からするとこの開校準備委員会で決めるべきである。

(委員)

委員一人一人の考えを述べた方が良い。

まず、公募で校名案を募集した時点で、意見のある子供たちの意見は取り入れているとみなすことはできると考える。また、義務教育学校の校名を選定することを前提にして、これまで募集要項の内容どおりに選定していくべきであると思う。

(委員)

子供たちへの意見の聞き方によってその答えも変わってくると思う。再度意見を聞くことは現実的ではないので、この開校準備委員会で決めていくことで良いのではないか。ただ、最終校名案の決め方としては、そう多くないのではないか。例えば、決め方とするとあみだくじか多数決、ディベートくらいか。

(委員)

当初から開校準備委員会で決めることになっていると思うので、開校準備委員会で最終候補案を決めればよいのではないか。

(委員)

募集要項に則って進めていくことが良いのではないか。
ただし、募集要項をリセットすることができるのであれば、仕切り直して進めることに時間は要さない。

(委員)

意見を聞くことは可能であるとは思いますが、意見を聞いてしまうとその意見への影響が強いのではないか。ただ、個人的には子供たちがどう考えているか知りたい気持ちもある。

(委員)

募集要項のとおりに進めていくことでよいと思う。
子供の意見を聞くというのはあと付けで出てきたものである。

(委員長)

委員の皆さんの御意見のとおり、この開校準備委員会で義務教育学校の校名案を選定していくことを改めて共通認識とする。

まずは、応募された方に対して、引き続き応募のあった校名案を義務教育学校の校名案として選定をすることの承諾をいただくことについて事務局で対応するとともに、今後のスケジュールを作成していく。

(委員)

11月までに小中一貫型小学校・中学校の通称名を決定する必要があるとのこ

とだが、通称名、義務教育学校の校名について同様にする、しないに関わらず、この開校準備委員会で決めていくことになるのか。

(事務局)

まず、この開校準備委員会で義務教育学校の校名案の最終候補を決定する。募集要項に記載する令和7年度の校名案から、令和9年度の校名案として使用することについては、応募者にその旨を承諾していただけるよう説明する。

小中一貫型小学校・中学校の通称名であるが、他の3中学校区については、推進計画に記載する事項として各中学校区で決めている。

志木第二中学区の通称名を決めていくことの一例として、義務教育学校の校名案の決定後、再度、開校準備委員会で校名案を参考にしながら決めていただくことや、改めて志木第二中学校区内で義務教育学校の校名案決定後に検討していただくなどが考えられる。

いずれにしても、まずは義務教育学校の校名案を選定してもらうことになる。

(委員)

現時点での義務教育学校の校名案と小中一貫型小学校・中学校の通称名の流れについてはわかった。会議はどのくらい開催されるのか。

(委員長)

本日の会議でいただいた意見等を踏まえて、会議の日程は後日お知らせすることになる。

(事務局)

場合によっては、開催回数が今までよりも少し増える可能性もあるのでご了承ください。

(委員)

本日最初に、事務局から義務教育学校の校名案を小中一貫型小学校・中学校の通称名としても使用することが提案された。一方で、通称名を各中学校区で検討する場合もあるとの説明が先ほどあったが、方向性はある程度定める必要があるのではないか。

(委員長)

開校準備委員会で義務教育学校の校名案を選定するが、小中一貫型小学校・中学校の通称名は、義務教育学校の校名案を使用することも、他の中学校区と同様に中学校区で決めることも可能である。

(委員)

応募者に承諾をいただく連絡をする際には、小中一貫型小学校・中学校の通称名として使用する場合もあるということも伝える必要がある。

(委員)

開校準備委員会は義務教育学校の開校に関することを議論する組織として設置された委員会である。今回、開校時期が令和9年度になったことにより、令和9年度までをどうしていくかという話になっているが、この場で議論することを明確にした方が良い。

(委員)

他の中学校区でも同様の組織を設置して議論をしているのか。

(事務局)

他の中学校区は組織を設置していない。各中学校区で学校が主体となって推進計画を作成している。志木第二中学校区とは異なる。

(委員)

小中一貫型小学校・中学校の通称名と義務教育学校の校名が、2年間という短期間の中で変わるということは、子供たちの気持ちを考えると控えた方が良いのではないか。まったく違う名称になったら児童生徒は混乱することになる。

まずは、義務教育学校の校名案を選定し、そのうえで、その校名案を小中一貫型小学校・中学校の通称名としても使用することが良いということを開校準備委員会で議論し、意見とすることでよいのではないか。

(委員)

本日、最初に事務局から説明のあった提案で進めていくことになったということで理解した。

(委員長)

義務教育学校の校名案の選定を進め、最終的な校名案が結果的に小中一貫型小学校・中学校の通称名となることを前提としていく。

また、選定中の校名案の候補については、志木学園を選定候補に戻すことし、次回は12件の校名案からさらに選定することにする。

以上